

愛媛県教育委員会 5月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成26年5月13日（火）午後2時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子
委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三
- 4 欠席委員
委員 脇斗志也
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 井上 正 指導部長 北須賀逸雄
教育総務課長 土井一成 教職員厚生室長 伊藤 理
生涯学習課長 越智 孝 文化財保護課長 藤田 享
保健体育課長 近藤正典 国体競技力向上対策室長 村山俊一郎
義務教育課長 吉田慎吾 高校教育課長 長井俊朗
人権教育課長 峯本陽子 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長 午後2時00分開会を宣する。
委員長 議事の議案第26号から第33号までの委員の委嘱等8件及びその他の協議案件の表彰案件4件については、いずれも人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。
全委員 異議ない旨答える。
 - (2) 4月定例会会議録の承認
委員長 4月定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 承認する旨宣する。
 - (3) 教育長報告
委員長 報告を求める。
○教職員の懲戒処分の公表基準の一部改正について
教育総務課長 教職員の懲戒処分の公表基準の一部を改正し、免職又は停職の処分を行ったときは、これまで公表していなかった被処分者の所属や氏名等を原則として公表することとしたこと、及び5月1日以降に行う処分から適用している旨報告する。
委員長 他県の状況調査の結果において、効果が出ているところがあ

るのか質問する。

教育総務課長 他県の状況調査の結果、免職を原則公表している団体が29団体、免職及び停職を原則公表している団体が6団体、懲戒処分全てを原則公表している団体が3団体であった旨、並びに免職及び停職を原則公表している6団体について、大きな効果がみられるところと、若干増加したところもあり、一概に抑止効果が図られると今のところ判断できるデータはないが、抑止効果ということで、一つの判断基準になるのではないかと認識している旨回答する。

委員長 プライバシーを守るという観点も重要だが、教育委員会は隠ぺい体質ではないかと信頼感を損ねるようなことが起こってはならない旨意見を述べる。

教育総務課長 一部例外規定を設けているが、原則は公表ということで、非公表についてはそれぞれのケースで慎重な議論、判断をしていきたい旨回答する。

○平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について

義務教育課長 平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、選考試験の実施時期を報告するとともに、小学校教員又は中学校教員の志願者における講師等経験者を対象にした年齢条件の見直し及び高等学校教員を志願する者で高等学校の理科の教科を受験する者のうち、中学校教諭の理科の免許状を現に有する者への加点並びにホームページで提供する出願用書類の様式の電子化について説明する。

堺委員 講師等の経験の無い者については何歳まで受験が可能であるかについて質問する。

義務教育課長 39歳である旨回答する。

教育長 当面の措置として見直しており、状況をみて見直す旨回答する。

委員長 期間を5年間として年齢構成を見直すという条件があるということは、50歳未満の年齢構成に無理がある状況か質問する。

義務教育課長 年齢構成平準化も一つの理由である旨回答する。

委員長 出願をホームページ経由ですることについての検討状況について質問する。

義務教育課長 様式をダウンロードして自署の欄は自筆でとお願いしているところであるが、現状でもかなり利便性が上がり書類の不備が少なくなると考えており、ホームページ経由での出願までは検討していない旨回答する。

攝津委員 高等学校理科教諭の中学免許保有率が低いというのは、他の教科に比べてどの程度低いのかについて質問する。

高校教育課長 理科は免許状保有率の充足率が約5割であり、国語、

地歴・公民、数学及び英語に関しては7割から9割である旨、並びに中等教育学校及び特別支援学校を抱えているため理科の免許を持っている者を採用したいと考えている旨回答する。

関委員 専攻する教科以外の教科を担当するなど、幅広い知識を持った人がいいのではないかとされているが、将来、中学や高校において他の教科の免許を持っている者を優遇していくことの検討状況について質問する。

義務教育課長 現在、義務教育課程においては理科、音楽、技術家庭科等の他の教科を持っている者、小学校の教員であれば、英語の教科を持っている者については加点するなど、現場のニーズに応えるように随時見直し、加点制度を加えている旨回答する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項、第48条の4第2項及び第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成27年度の愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 第72回国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出について

委員長 議案説明を求める。

国体競技力向上対策室長 第72回国民体育大会で実施するデモンストレーションスポーツについて、日本体育協会が定める国民体育大会開催基準及び国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準に基づき、実施申請書を提出する原案を説明する。

委員長 マリンスポーツの内容について質問する。

国体競技力向上対策室長 愛南町で実施予定のマリンスポーツについては現在カヌー、シーカヤック、バナナボートクルーズ、マリッジッ

ト乗船を体験する計画がある旨回答する。

関委員 ほかに特徴があるものはあるのか質問する。

国体競技力向上対策室長 愛媛県で開催されるデモンストレーションスポーツは、他県と比べて特別なものはないが、県内の競技団体等が開催市町に協力要請をして開催することになっており、これらの種目協会から積極的に手を挙げていただいたものである旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県小中学校長会長及び愛媛県高等学校長協会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県高等学校教育研究会図書部会長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第28号を上程する。

○議案第28号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県小中学校長会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第29号から第33号までを上程する。

○議案第29号 公立中学校教職員の懲戒処分について

○議案第30号 公立小学校長の懲戒処分について

○議案第31号 公立中学校長の懲戒処分について

○議案第32号 公立中学校教員の懲戒処分について

○議案第33号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 中学校事務係長の校納金の横領、及び監督責任として校長・教頭を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 意見を求める。

堺委員 それぞれの市町において、会計処理について各小中学校への指導が行われたのか質問する。

義務教育課長 前任校及び現任校での状況を確認した上、指導が完了している旨回答する。

堺委員 松山市だけではなく他の市町の状況について質問する。

義務教育課長 既に県教育委員会からは教職員の綱紀肅正と服務規律の確保について通知し依頼した旨回答する。

委員長 校納金の事務処理について教頭がどういう立場でどういう処理が必要であったのか質問する。

義務教育課長 学校に会計経理規程があり、集金、物品の購入、支払、点検及び監査の基本的な事項について規定しており、これにより教頭はその都度全てに関わってチェックをかける役割を担っている旨、それ以外に毎学期毎に帳簿と通帳のチェック、年度末に再度チェックを行うということが基本的な取組である旨、基本的には現金を触らせない、銀行口座から銀行口座へというのが通常の経理規程で設けられているシステムである旨、並びに今回のケースでは、事務係長が口座から現金を一度引き出して、それを入金せず自分の借金の支払いに充てられ、それらの出し入れの書類の確認がないまま押印がされていた旨回答する。

関委員 今回規程があるにもかかわらず運用が十分されていなかったということは、他の学校でもある可能性があるのではないか、関係するところは全部再チェックが行われたのか質問する。

義務教育課長 現在関係するところについては全てチェックが完了している旨、松山市からの報告では、校長会等で指導を行って、各学校の校長は自校の確認を済ませているという報告を受けている旨、並びに県からは再発防止策を通知したので、各市町教委で対応していると考えている旨回答する。

関委員 ほかに事故にはならなかったが、そういう取扱いが行われていたという事例はあったのか質問する。

義務教育課長 独自のやり方であらゆるものを自分たちの思うがまま

に都合のよいやり方で処理しているというところについての報告は受けていない旨回答する。

教育長 今回の状況をみると、教頭や校長が書類をしっかりと見ないで、単に押印していることが、原因の一つであり、校長及び教頭の監督責任として減給というのは重いという感覚は持ったが、厳格に対処することにより再発防止をしたい旨回答する。

委員長 従来では監督責任も文書訓告ぐらいであったが、減給2月ないし減給1月という厳しい処分案が出たという旨の意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（3団体）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成26年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（1名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成26年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成26年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 児童数の規模が大幅に違う学校の優劣について質問する。

保健体育課長 早い時期に不審者の情報を発信するシステムを取り入れ、少ない児童数の中で地域との連携のもとでしっかりとした安全活動が行われている点などを考慮した旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後 3 時05閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。